

農業者戸別所得補償法案 新旧対照表

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百三十三号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針（第四条）

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産数量目標達成方針（第五条—第七条）

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

（第七条の二・第七条の三）

第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条—第十七条）

第三款 米穀価格形成センター（第十八条—第二十八条）

第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条—第三十三条）

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三

十六条）

第五節 緊急時の措置（第三十七条—第四十条）

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条—第四十六条）

第四章 雜則（第四十七条—第五十四条）

第五章 罰則（第五十五条—第六十二条）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針（第四条）

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針（第五条—第七条）

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

（第七条の二・第七条の三）

第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条—第十七条）

第三款 米穀価格形成センター（第十八条—第二十八条）

第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条—第三十三条）

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三

十六条）

第五節 緊急時の措置（第三十七条—第四十条）

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条—第四十六条）

第四章 雜則（第四十七条—第五十四条）

第五章 罰則（第五十五条—第六十二条）

現 行

附則

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第一条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもつて、米穀の需給の均衡を図るための生産数量の目標の達成に向けた取組の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産数量の目標の達成に向けた取組の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とともに、水田における稻以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 (略)

第四条 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量に関する事項

附則

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもつて、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とともに、水田における稻以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 (略)

第四条 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 米穀の需給の見通しに関する事項

する事項

三〇五 (略)

3～7 (略)

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産数量目標達成方針

(生産数量目標達成方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産数量の目標の達成に向けた取組に関する方針（以下「生産数量目標達成方針」という。）を作成し、当該生産数量目標達成方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産数量目標達成方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産数量目標達成方針に従つて米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回つて生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3

農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該

三〇五 (略)

3～7 (略)

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回つて生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3

農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該

当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産数量目標達成方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産数量目標達成方針の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(生産数量目標達成方針に関する助言及び指導)

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産数量目標達成方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産数量目標達成方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産数量目標達成方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の特性に応じた農業の振興に資すると認めるとときは、必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(業務)

当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(生産調整方針に関する助言及び指導)

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の特性に応じた農業の振興に資すると認めるとときは、必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産数量目標達成方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産数量目標達成方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二・三 (略)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二・三 (略)

○農業保険法（昭和二十二年法律第二百八十五号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（連携及び技術的な協力の確保等）

第一百九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者（農業者戸別所得補償法（平成三十年法律第二百八十五号）第六条第一項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者を含む。）との連携及び技術的な協力の確保に努めるものとする。

2・3 「略」

現行

（連携及び技術的な協力の確保等）

第一百九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者を含む。）との連携及び技術的な協力の確保に努めるものとする。

2・3 「略」

○租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）（抄）（附則第十一條関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（農業経営基盤強化準備金）

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び第七項において「認定農業者等」という。）が、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業戸別所得補償法（平成三十年法律第 号）第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」といいう。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画又は同法第十四条の五第二項に規定する認定する認定就農計画（第三項及び第七項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか

現行

（農業経営基盤強化準備金）

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び第七項において「認定農業者等」という。）が、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」といいう。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画（第三項及び第七項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額

少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二　〔略〕

2 〔①〕　〔略〕

（農業経営基盤強化準備金）

第六十一条の二　青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。

第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業者戸別所得補償法第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、

以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二　〔略〕

2 〔①〕　〔略〕

（農業経営基盤強化準備金）

第六十一条の二　青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。

第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する交付金その他これに類

これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいかが少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二　〔略〕

2
8
〔略〕

するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいかが少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二　〔略〕

2
8
〔略〕

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条　〔略〕

2 対象甘味資源作物生産者が農業者戸別所得補償法（平成三十年法律第~~二〇~~号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第三十三条　〔略〕

2 対象でん粉原料用いも生産者が農業者戸別所得補償法第三条第一項第一号又は第二号の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条　〔略〕

2 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第三十三条　〔略〕

2 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第一号又は第二号の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよについてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（権限）

第四十条　〔略〕

2　〔略〕

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の

価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及

びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加

工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二

号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生

産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価

格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小

（権限）

第四十条　〔略〕

2　〔略〕

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の

価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及

びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加

工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二

号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生

産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価

格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法

企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）及び農業者戸別所得補償法（平成三十一年法律第号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業者戸別所得補償法（平成三十年法律第二百二十六号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ニの業務 農業者戸別所得補償法第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

現行

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業者戸別所得補償法（平成三十年法律第二百二十六号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一百二十四条　〔略〕

2 この節において「農業経営安定事業」とは、農業者戸別所得補償法（平成三十年法律第 号）第三条第一項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条の規定に基づく交付金の交付をいう。

3 〔6〕

（目的）

第一百二十四条　〔略〕

2 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく交付金の交付をいう。

3 〔6〕

現 行